

## 想定Q&A

---

Q 1 要件の1つに石綿含有産業廃棄物（品目は問わない）の許可を有しているとあるが、現段階で石綿の許可を出している3品目「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」全てについて石綿含有産業廃棄物の許可を持っているなくてもいいということか。

A 1 いずれか1品目でも石綿含有産業廃棄物の許可を有していれば当該要件を満たしているものとします。

---

Q 2 令和4年2月1日以降の初回更新又は初回変更許可申請時に石綿含有汚泥の取り扱いを明記するとあるが、許可証を書き換えるまでは石綿含有汚泥を取り扱うことはできないのか。

A 2 今回の対応は、要件を満たせば従前から石綿含有汚泥の許可を有しているとみなし、許可証を書き換える趣旨のため、許可証書き換え前でも要件を満たしている場合は石綿含有汚泥を取り扱うことは可能です。

---

Q 3 令和4年1月31日以前に申請を行い、令和4年2月1日以降に許可証が発行された場合、申請中に石綿含有汚泥の取り扱いについて対応してもらえるのか。

A 3 その場合は許可証発行後、5年後（優良認定業者については7年後）の更新許可申請時に対応します。次回更新許可申請の前に変更許可申請を受ける場合は、変更許可申請時に対応します。その場合もA2のとおり、書き換えをしなくても石綿含有汚泥を取り扱うことは可能です。

---

Q 4 従前から吹付け工法による仕上げ塗材を取り扱っていたため廃石綿等の許可は有しているが、今回示された石綿含有汚泥の許可を有するとみなされる要件を満たさない場合は、必ず変更許可申請を行い、石綿含有汚泥の許可を取らないといけないのか。

A 4 吹付け工法による仕上げ塗材が廃棄物となったものを、「石綿含有汚泥」として処理を受託する場合は、石綿含有汚泥に係る許可が必要となりますが、従前どおり、より管理の厳しい廃石綿等として扱い、処理を受託することは妨げません。

また、処理物の性状からがれき類（もしくはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずや廃プラスチック類）として処理を受託する場合は下記のA5に拠ります。

---

Q 5 従前から吹付け工法以外の仕上げ塗材を取り扱っており、これまでは材料の性状から石綿含有産業廃棄物のがれき類（もしくはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずや廃プラスチック類）として収集運搬をしていたが、石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルの改訂により処理方法によっては石綿含有汚泥に該当することとなった。これらの廃棄物については汚泥の許可を持っていない申請者は運ぶことが出来なくなるのか。

A 5 廃棄物の性状から判断して汚泥に該当しない石綿含有廃棄物については、従前どおり、がれき類（もしくはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずや廃プラスチック類）の石綿含有廃棄物として収集運搬して差し支えありません。

---